



島根労働局発表

平成29年8月28日

担
当

島根労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 米原 幸男
職業対策係長 原田 義久
TEL 0852-20-7020
松江公共職業安定所
所 長 加藤 正樹
統括職業指導官 小村 敏之
TEL 0852-22-8609

『「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラス』 を松江市役所内に開設します。

～松江市とハローワークとが一体的に運営する常設窓口です。～

島根労働局（局長 あさの しげみつ 浅野 茂充）は、松江市の生活困窮者等（※1）の経済的自立に向けた就労支援事業計画（別紙1）に基づき、松江市と一体的実施事業（※2）に関する協定を締結し、平成29年10月2日（月）から、松江市役所庁舎内に常設の職業相談窓口『「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラス』を新設します。

1 一体的実施事業に関する協定書調印式

- ① 日 時 平成29年9月4日（月）14時
- ② 場 所 松江市役所 第1応接室
- ③ 出席者 松江市長、島根労働局長 ほか

2 『「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラス』開所式

- ① 日 時 平成29年10月2日（月）9時
- ② 場 所 松江市役所 1階
- ③ 出席者 松江市長、島根労働局長 ほか

3 一体的実施事業の業務内容

住居、福祉・生活相談に関する支援とハローワークの職業紹介とをワンストップで提供します。（詳細は別紙2のとおり）

※1 生活困窮者等とは、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等です。

※2 一体的実施事業とは、希望する自治体において、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介事業等と自治体が行う相談業務等をワンストップで実施する事業です。平成29年3月末現在、163の自治体（33道府県130市区町（江津市を含む。））で実施中です。うち、生活困窮者等を主な対象とする事業は97自治体、今年度より実施する事業は10自治体（松江市を含む。）です。

生活困窮者等の経済的自立に向けた就労支援事業計画

1 提案概要

松江市とハローワーク松江は、松江市における生活保護受給者、児童手当受給者、住居確保給付金受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活困窮者等」という。）に対して松江市、ハローワーク松江が密接な相互連携と協働に基づく就労支援を行い、生活困窮者等の就労による経済的自立の実現を図るため、松江市役所内において就労支援を一体的に実施する。

2 提案理由

松江市における生活保護の現状は、景気の緩やかな回復基調を受け、伸びは緩やかになったものの被保護世帯数については依然として増加傾向にあり、平成29年3月末現在では、2,153世帯であるのに対し、被保護人員については平成28年3月末の2,865人から、平成29年3月末現在では、2,833人と減少に転じている。

このうち稼働能力を有する層が含まれる「その他世帯数」は、平成27年度末には557世帯（全体の26.1%）から、平成28年度末には511世帯（全体の23.7%）と減少傾向にはあるものの、稼働能力を有しながら職につくことのできない者が依然として多く見受けられる。

また、経済的な問題や子どもの養育など、ひとり親をめぐる問題が複雑化している中、ひとり親の抱える問題に対し総合的な支援を行うため、松江市では平成28年7月に「ひとり親家庭総合相談コーナー」を開設しているが、就労についての十分な支援体制が整っていない実情がある。

このため、生活困窮者等を対象として、両機関が連携したチーム支援の実施、自立支援プログラムの実施、就労支援プランの策定、職業準備プログラムの実施及び就労後のフォローアップ等の支援を、両機関の強みを生かしたワンストップでの支援実施窓口「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラスを設置して実施する。

3 実施場所

松江市役所内

所在地 島根県松江市末次町86番地

4 業務内容

(1) 松江市が行う業務

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業の支援候補者の選定を行い、常設窓口誘導業務
- ・福祉施策に基づく各種の生活相談や窓口に関する情報提供など、関係機関との連携による生活維持に関する相談業務

- ・生活・就労相談から得た求職者ニーズの取りまとめや求職者情報等、連携して早期に就職へ結びつけられるよう保有する個人情報の提供など
(但し、本人の同意を得たのちの実施とする)
- ・ひとり親家庭に対する各種相談業務

(2) ハローワーク松江が行う業務

- ・求職者に対する職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務
- ・求人情報検索端末等の活用による求人情報の提供や労働市場の状況に関する適格な情報の提供など
- ・職業安定行政機関が行う各種求職者支援についての周知、関係機関と連携し当該支援の利用に関する相談、援助、取次などの必要な業務

(3) 連携して行う業務

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者に対する就労意欲の喚起及び支援プランの策定業務
- ・雇用促進住宅への入居あっせんに関する相談等を含めたハローワークで実施している支援制度の情報提供業務
- ・将来の安定的な職業への就職に向けた能力開発を促すための訓練受講に関する情報提供、その他求職者の状況に応じた関係機関との能力開発等の相談業務
- ・支援対象者の就労後の状況把握及び情報共有

5 業務体制

(1) 松江市

- ① 就労支援員 1人
- ② 母子・父子自立支援員 1人

(2) ハローワーク松江

- ① 就労支援ナビゲーター 2人
- ② ハローワークシステム
 - ・職員用端末 2台
 - ・求人情報提供端末 2台

6 実績見込

利用者(支援対象者目安数) 120人
就職者数 70人

7 実施時期

平成29年10月2日

松江市と島根労働局の一体的実施事業

平成29年10月2日事業開始

市役所庁舎内に「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラスを開設し、松江市とハローワークにより生活困窮者等に対する就職支援等を実施

松江市

国(島根労働局)

住居、福祉・生活支援相談の実施等

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活困窮者等に対する支援
住居、福祉・生活支援相談の実施、チーム支援による職業紹介・職業相談の実施、定着支援の実施

② 協定・事業計画

- ・松江市と島根労働局の間で協定(※)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を松江市と島根労働局の間で策定

※ 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・松江市職員、島根労働局・松江公共職業安定所職員、松江市社会福祉協議会代表者をメンバーとする運営協議会を設置

市役所内に「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラスを設置し、市の住居、福祉・生活相談に関する支援とハローワークの職業紹介とをワンストップで提供。

「松江市福祉就労支援コーナー」ハローワークプラスの概要

(1) 実施体制

松江市

- ・母子父子自立相談支援員 1名
- ・生活保護就労支援員 1名

国(島根労働局)

- ・就職支援ナビゲーター 2名
- ・求人情報提供端末2台、職業紹介端末2台を配置

(2) 業務時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜・日曜・祝祭日及び年末年始は除く)

(3) 事業目標と取組状況(29年度)

	平成29年度事業目標 (事業期間 平成29年10月2日～平成30年3月31日)
支援対象者数	120人
就職件数(生活困窮者等)	70人